

## 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条、第25条及び社会福祉法人豊川市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則第5条に規定する役員、評議員及び評議員選任・解任委員並びに社会福祉法人豊川市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程第5条に規定する第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 別表に規定する会長の報酬は、会長の職に就いた日の属する月からその職を離れた日の属する月まで支給する。この場合において、会長の職に就いた日の属する月又は職を離れた月の在職期間に1月未満の端数があるときは、15日以上は1月とし、15日未満は切り捨てる。
- 3 別表に規定する会長の報酬は、その月の21日、会長を除く役員等の報酬については役員等が本会の理事会、監事会、評議員会又はその他会長が必要と認めた会議等に出席した日の属する月の翌月21日に支給する。ただし、時宜により支給日を繰り上げ、又は繰り下げて支給することができる。
- 4 愛知県、豊川市及び会長が別に定める団体に勤務する者でその職務に関し役員等となったものに対しては、別表に規定する報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務のため出張したときは、会長が別に定めるところによりその費用を弁償する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報酬の額	備 考
会 長	月額 150,000円	
理事、監事、評議員	日額 3,500円	
評議員選任・解任委員	日額 3,500円	
第三者委員	日額 3,500円	